府令・省令

○内閣府厚生労働省令第五号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行及び確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百四十四号）の施行に伴い、並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八十九条第一項第七号及び第百二条の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年四月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　後藤　茂之

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

（確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部改正）

第一条　確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録申請書に記載するその他の事項）	（登録申請書に記載するその他の事項）
第二条　法第八十九条第一項第七号の主務省令で定める事項は、役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該役員の氏名並びに当該他の法人の商号又は名称及び当該事業の種類とする。	**第二条**　法第八十九条第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該役員の氏名並びに当該他の法人の商号又は名称及び当該事業の種類 二　主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。）の商号、氏名又は名称、住所、その持株数又は出資額及び発行済株式の総数又は出資の総額に占める当該持株数又は当該出資額の割合

（業務に関する帳簿書類の作成及び保存）

第十一条　記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法第百一条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一～四　（略）

五　確定給付企業年金法第八十二条の三第四項若しくは第九十一条の二十八第四項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の六第四項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五十六条第四項若しくは第五十九条第四項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条の三第四項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第百十七条の三第四項の規定により法第五十四条の二第一項（平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第三項又は第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する脱退一時金相当額等が移換された者に通知した内容を記録した書面

六　規則第二十二条の二第六項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

七　規則第六十九条の二第四項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

八　（略）

（削る）

2～4　（略）

（業務に関する帳簿書類の作成及び保存）

第十一条　記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が作成する法第百一条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一～四　（略）

五　確定給付企業年金法第八十二条の三第四項若しくは第九十一条の二十七第四項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の六第四項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五十六条第四項若しくは第五十九条第四項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条の三第四項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第百十七条の三第四項の規定により法第五十四条の二第一項（平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第三項又は第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する脱退一時金相当額等が移換された者に通知した内容を記録した書面

六　規則第二十二条の二第四項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

七　規則第六十九条の二第五項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

八　（略）

九　規則第七十条第五項の規定により通知した内容を記録した書面

2～4　（略）